

森林法施行令第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件

[平成14年3月26日 農林水産省告示第895号]
最終改正

[平成26年2月4日 農林水産省告示第152号]

森林法施行令第3条第1号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該森林の土地が湿地であることその他その土地における立木の更新が著しく困難であると認められること。
- 二 森林経営計画の期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められること。
- 三 森林経営計画の対象とする森林が森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第1号に掲げる場合に該当しない場合にあつては、当該認定の請求をした者が森林所有者である森林でないこと。
- 四 前3号に掲げるもののほか、当該森林において計画的な森林の施業及び保護を実施することが著しく困難又は不適當であると認められること。